

株 主 各 位

東京都豊島区西池袋一丁目4番10号

株式会社 光通信

代表取締役会長 重 田 康 光

第30回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第30回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2017年6月22日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.it-soukai.com/>）にアクセスしていただき、2017年6月22日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、3頁および4頁記載の「インターネットによる議決権行使方法のご案内」をご確認ください。

敬 具

記

- | | |
|--------|---|
| 1. 日 時 | 2017年6月23日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都豊島区南大塚三丁目33番6号
ホテルベルクラシック東京 4階 フィガロ
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。) |

3. 目的事項

報告事項

1. 第30期（2016年4月1日から2017年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第30期（2016年4月1日から2017年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

定款一部変更の件

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

第5号議案

監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第6号議案

退任監査役に対する役員退職慰労金贈呈の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいようお願い申し上げます。

◎剰余金の配当につきましては、2017年5月19日開催の当社取締役会において、第30期第4四半期末配当として、1株当たり69円の配当を実施する旨決議いたしました。なお、第30期第4四半期末配当金の支払開始日は、2017年6月9日といたしております。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、修正事項について速やかにインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.hikari.co.jp/ir/account/>）に掲載いたします。

◎当社は、法令により提供すべき書面のうち、法令および当社定款第17条の規定に基づき、次に掲げる事項は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.hikari.co.jp/ir/account/>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

- ・事業報告のうち会計監査人に関する事項
- ・事業報告のうち業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
- ・事業報告のうち会社の支配に関する基本方針
- ・事業報告のうちその他株式会社の状況に関する重要な事項
- ・連結計算書類のうち連結注記表
- ・計算書類のうち個別注記表

したがって、本定時株主総会招集ご通知の提供書面は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であり、また、監査役および監査役会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類または計算書類の一部であります。

インターネットによる議決権行使方法のご案内

◇インターネットによる議決権行使の方法およびご留意事項

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご了承のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

- 1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたは携帯電話により当社指定の議決権行使ウェブサイト（下記URLをご参照ください。）をご利用いただくことによつてのみ可能です。

インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙の右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインし、画面の案内に従つてご入力いただき、議決権をご行使ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際に、パスワードを変更していただく必要がございます。

【議決権行使ウェブサイトURL】

<http://www.it-soukai.com/>

＜携帯電話用＞



- ※ バーコード読取機能付の携帯電話を利用して「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへアクセスすることが可能です。なお、携帯電話の操作方法の詳細はお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。（*「QRコード®」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）
- 2) 議決権の行使期限は2017年6月22日（木曜日）午後5時30分であり、同時刻までに入力を終える必要がございますので、お早目の行使をお願いいたします。
 - 3) 今回ご案内する議決権行使コードおよびパスワード（株主様が変更されたパスワードを含みます。）は、本株主総会に関するのみ有効です。次回の株主総会の際には、新たに議決権行使コードおよびパスワードを発行いたします。
 - 4) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
インターネットで複数回にわたり議決権を行使された場合は（パソコンで複数回にわたり議決権を行使された場合、携帯電話で複数回にわたり議決権を行使された場合またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合、いずれの場合も含みます。）、最後に行使されたものを有効なものとしてお取扱いいたします。
 - 5) インターネットに関する費用（プロバイダ接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

6) 以下の事項にご注意ください。

- ・同封の議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードおよびパスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを認証する重要なものです。他人に絶対に知られないようご注意ください。なお、当社より株主様のパスワードをお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは、一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、機器によってはご利用いただけない場合がございます。予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

◇お問い合わせ先について

ご不明点等がございましたら、当社の株主名簿管理人である**みずほ信託銀行証券代行部**の以下の窓口宛てにお問い合わせください。

1) 議決権行使ウェブサイトでの議決権行使の具体的方法等に関する専用お問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
電話番号 0120-768-524 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00 土日祝日を除く)

2) 上記1)以外の住所変更等に関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部
電話番号 0120-288-324 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~17:00 土日祝日を除く)

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

① 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

② 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役が、責任限定契約を締結することによって、その期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第35条の変更を行うものであります（変更案第33条第2項）。当該変更については、各監査役の同意を得ております。

③ その他、条文の新設、削除に伴い、条数の変更等を行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 第1条～第3条（条文省略）	第1章 総則 第1条～第3条（現行どおり）
第4条（機関） 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>	第4条（機関） 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u>
第5条～第20条（条文省略）	第5条～第20条（現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役、代表取締役及び取締役会</p> <p>第21条（取締役の員数） <u>当社の取締役の員数は15名以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第22条（取締役の選任方法） <u>取締役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. （条文省略） （新設） （新設） （新設）</p> <p>第23条（取締役の任期） <u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>第4章 取締役、代表取締役及び取締役会</p> <p>第21条（取締役の員数） <u>当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。</u> <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>第22条（取締役の選任方法） <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. （現行どおり）</p> <p>3. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>4. <u>当社は、法令又は定款で定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>5. <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>第23条（取締役の任期） <u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第24条 (役付取締役) <u>取締役会はその決議によって、取締役の中から、社長1名を選定し、業務上必要があるときは会長、副社長、専務取締役及び常務取締役それぞれ若干名を選定することができる。</u> (新設)</p> <p>第25条 (代表取締役) <u>会長及び社長は、当会社を代表し、当会社の業務を執行する。</u> <u>2. 前項の他、業務上必要があるときは、取締役会の決議によって当会社を代表すべき取締役若干名を選定することができる。</u></p> <p>第26条 (取締役の分掌) 社長は、当会社の業務を統括し、他の取締役は社長を補佐してその業務を分掌する。 <u>2. 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が社長の職務を代行する。</u></p> <p>第27条 (取締役会の招集権者及び議長) (条文省略)</p>	<p>3. <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第24条 (代表取締役及び役付取締役) <u>取締役会は、その決議によって、取締役 (監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって、取締役 (監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第25条 (取締役会の招集権者及び議長) (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第28条（取締役会の招集通知） <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第29条（取締役会の決議方法） <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>第30条（取締役会決議の省略） <u>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることができる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決とする旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第31条（取締役会の議事録） <u>取締役会の議事については、議事録を作成することを要する。</u></p>	<p>第26条（取締役会の招集通知） <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第27条（取締役会の決議方法） <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>第28条（取締役会決議の省略） <u>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合において、当該事項について議決に加わることができる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。</u></p> <p>第29条（重要な業務執行の委任） <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第30条（取締役会の議事録） <u>取締役会の議事については、法令の定めるところにより書面又は電磁的記録をもって議事録を作成し、出席した取締役は、これに署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. <u>議事録には、議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項を記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに署名、記名押印又は電子署名を行う。</u></p> <p>第<u>32</u>条（取締役会規程） （条文省略）</p> <p>第<u>33</u>条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第<u>34</u>条（取締役の責任免除） 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める限度において免除することができる。 （新設）</p> <p>第<u>35</u>条（社外取締役の責任限定契約） 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、1千万円以上であらかじめ定めた金額又は法令の定める限度額のいずれか高い額を限度としてその責任を負担するものとする契約を締結することができる。</u></p>	<p>（削除）</p> <p>第<u>31</u>条（取締役会規程） （現行どおり）</p> <p>第<u>32</u>条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第<u>33</u>条（取締役の責任免除） 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任を、法令に定める限度において免除することができる。</p> <p>2. <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査等委員である取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任の限度を法令の定める額とする契約を締結することができる。</u></p> <p>（削除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	第5章 監査等委員会
(新設)	<p>第34条 (常勤の監査等委員) <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
(新設)	<p>第35条 (監査等委員会の招集通知) <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
(新設)	<p>第36条 (監査等委員会の決議方法) <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
(新設)	<p>第37条 (監査等委員会の議事録) <u>監査等委員会の議事については、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって議事録を作成し、出席した監査等委員は、これに署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行う。</u></p>
(新設)	<p>第38条 (監査等委員会規程) <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<u>第5章 監査役及び監査役会</u>	(削除)
<p><u>第36条 (監査役の数)</u> <u>当会社の監査役の員数は4名以内とする。</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第37条 (監査役の選任方法) <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p>第38条 (監査役の任期) <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	(削除)
<p>第39条 (常勤監査役) <u>監査役は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p>第40条 (監査役会の招集通知) <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p>	(削除)
<p>第41条 (監査役会の決議方法) <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第42条（監査役会の議事録） <u>監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。</u></p>	(削除)
<p>第43条（監査役会規程） <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p>第44条（監査役の報酬等） <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p>第45条（監査役の責任免除） <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める限度において免除することができる。</u> <u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、600万円以上であらかじめ定めた額又は法令の定める限度額のいずれが高い額を限度としてその責任を負担するものとする契約を締結することができる。</u></p>	(削除)
<p>第6章 会計監査人 第46条～第48条（条文省略）</p>	<p>第6章 会計監査人 第39条～第41条（現行どおり）</p>
<p>第7章 計算 第49条～第51条（条文省略）</p>	<p>第7章 計算 第42条～第44条（現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="106 187 544 243">第52条（剰余金の配当等及び中間配当） （条文省略）</p> <p data-bbox="106 296 544 352">第53条（転換社債の転換の時期と配当金）</p> <p data-bbox="115 352 544 563">当社が発行する転換社債の転換により発行された株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金については、<u>転換の請求が4月1日から9月末日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。</u></p> <p data-bbox="292 613 357 641">（新設）</p>	<p data-bbox="566 187 871 243">第45条（配当金の除斥期間） （現行どおり）</p> <p data-bbox="753 296 818 323">（削除）</p> <p data-bbox="566 613 1006 669">附則（監査役の責任免除に関する経過措置）</p> <p data-bbox="591 669 1006 881">当社は、会社法第426条第1項の規定により、第30回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる<u>監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第1号議案における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	重田康光 (1965年2月25日)	1988年2月 当社設立 当社代表取締役社長 1991年6月 有限会社光パワー 取締役社長（現任） 2000年11月 当社最高経営責任者（現任） 2003年6月 当社代表取締役会長（現任）	1,198,274株
	〔取締役候補者とした理由〕 重田康光氏は、1988年に当社を創業して以来、当社の経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、事業成長と企業価値向上に向けたグループ戦略の実現を図るとともに、当社グループ全体の経営を指揮し、当社グループを成長させてまいりました。その経営に関する豊富な知見と能力は、今後の当社グループの持続的な企業価値向上のために必要不可欠であると判断し、引き続き同氏を取締役候補者としていたしました。		
2	玉村剛史 (1970年7月16日)	1991年4月 当社入社 1996年11月 当社取締役 1999年9月 当社情報通信事業統括本部情報 通信事業本部長 1999年11月 当社常務取締役 2000年11月 当社最高執行責任者（現任） 2001年11月 当社取締役副社長 2003年6月 当社代表取締役社長（現任）	1,141,470株
	〔取締役候補者とした理由〕 玉村剛史氏は、当社の最高執行責任者として当社グループの事業責任者を統率し、グループ事業の全体的指揮を執り、またM&A等を通じて当社グループの成長を牽引してまいりました。その実績、豊富な経験、高度な専門性および経営に関する見識により、今後も同氏による当社グループの持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断し、引き続き同氏を取締役候補者としていたしました。		

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
3	わだ ひであき 和田 英明 (1973年12月13日)	1997年4月 当社入社 2004年6月 当社取締役 2005年9月 当社ネットワーク事業本部長 2007年4月 当社常務取締役 2008年2月 株式会社パイオン取締役 2009年6月 当社常務執行役員 当社情報通信事業本部長 (現営業統括本部長) (現任) 2012年4月 株式会社ハローコミュニケーションズ代表取締役 2012年6月 当社常務取締役 (現任) 2013年4月 テレコムサービス株式会社代表取締役 2015年6月 株式会社ウォーターダイレクト (現株式会社プレミアムウォーターホールディングス) 取締役 (現任)	300,000株
		<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>和田英明氏は、事業責任者として当社グループの情報通信事業を指揮し、また、M&A等を通じて当社グループの成長を牽引し、当社グループの企業価値の向上に大きく貢献してまいりました。その実績および経験、幅広い見識と高い経営への当事者意識により、同氏が今後も当社グループの持続的な企業価値向上のために貢献することが期待できると判断し、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。</p>	
4	ぎどう こう 儀同 康 (1963年8月31日)	1987年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 1992年4月 当社入社 1994年2月 当社経営企画室長 1995年4月 当社取締役 1997年12月 当社管理本部長 1999年11月 当社常務取締役 2001年11月 当社取締役 当社管理本部長 (現任) 2012年6月 当社常務取締役 (現任)	50,946株
		<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>儀同康氏は、財務・経営管理の分野における優れた知見により、当社グループの健全な運営と成長を支えてまいりました。その財務等に関する高度な専門性ならびに豊富な経験および知識により、今後も同氏による当社グループの持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断し、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。</p>	

- (注) 1. 当社と各候補者との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 候補者重田康光氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 各候補者が所有する当社株式は、いずれも普通株式であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	わたなべ まさたか 渡辺 将敬 (1968年11月20日)	1995年10月 当社入社 1999年9月 当社社長室室長 2000年12月 当社主計部部長 2001年12月 当社経理部部長 2015年1月 当社退社	635株
	<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>渡辺将敬氏は、当社の経理部部長として13年に亘り当社グループを経理面から支えてきた実績があり、会計・財務分野における高い専門知識と高い倫理観を有していることから、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、同氏を監査等委員である取締役の候補者といたしました。</p>		
2	たかの いちろう 高野 一郎 (1956年5月8日)	1987年4月 弁護士登録 1991年4月 東京永和法律事務所入所 2005年6月 当社監査役(現任) 2008年7月 高野法律事務所開設 同事務所代表(現任) 2011年9月 株式会社ダイナムジャパンホールディングス社外取締役(現任)	—
	<p>[社外取締役候補者とした理由]</p> <p>高野一郎氏は、当社の社外監査役として、弁護士としての専門的な見識に基づき客観的な立場から監査の妥当性を確保し、当社の経営判断に関して高度な法的見地からの助言を行う等により、当社のコーポレート・ガバナンスの維持・向上に貢献してきた実績があり、今後も同氏の法律分野における専門知識や豊富な経験に基づき、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、同氏を社外取締役候補者といたしました。</p>		

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
3	にいむら けん 新村 健 (1963年4月24日)	1986年4月 株式会社日本興業銀行 入行 1991年6月 コーネル大学経営大学院 (米 国) 留学 2000年8月 メリルリンチ証券会社株式会 社 入社 2012年6月 トパーズ・キャピタル株式会 社 代表取締役 (現任) (重要な兼職の状況) トパーズ・キャピタル株式会社 代表取締役	—
[社外取締役候補者とした理由] 新村健氏は、コーポレートファイナンスに関する豊富な経験と知識、経営に関する見識を有しており、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、同氏を社外取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 当社と各候補者との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 各候補者が所有する当社株式は、いずれも普通株式であります。
3. 各候補者の選任が承認された場合、当社は、渡辺将敬、高野一郎および新村健の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める範囲内です。なお、高野一郎氏は、本総会終了時までには、社外監査役であり、同氏との間で、当社の定款に基づき責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める範囲内です。
4. 高野一郎氏および新村健氏は、社外取締役候補者であります。
5. 社外取締役候補者の選任理由については、上記に記載のとおりです。
 なお、高野一郎氏は、社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、社外取締役候補者とした理由に基づき、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。
6. 当社は、高野一郎氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が選任された場合は、改めて同氏を独立役員として届け出る予定です。また、新村健氏が選任された場合、同氏を同取引所の独立役員として届け出る予定です。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2012年6月22日開催の第25回定時株主総会において、賞与を含めた報酬等の額として年額600百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに監査等委員以外の取締役の報酬額を定めることとし、その賞与を含めた報酬等の額を、これまでの取締役の報酬等の額および昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額600百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とさせていただきますと存じます。

現在の取締役は4名であり、本議案に係る監査等委員以外の取締役の員数は、第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決されますと、4名となります。

なお、本議案は、第1号議案における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額40百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、3名となります。

なお、本議案は、第1号議案における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 退任監査役に対する役員退職慰労金贈呈の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査役西島義隆氏および田中稔氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

本議案は、第1号議案における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものといいたします。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
西島義隆	2005年6月 当社常勤監査役（現任）
田中稔	2002年6月 当社社外監査役（現任）

以上

(提供書面)

事業報告

(2016年4月1日から
2017年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

当社グループは当連結会計年度より、従来の日本基準に替えてIFRSを適用しており、前連結会計年度の数値をIFRSに組み替えて比較分析を行っております。

① 事業の経過および成果

当連結会計年度（2016年4月1日～2017年3月31日）における我が国経済は、景気の一部に改善の遅れがみられるものの、緩やかな回復基調で推移し、雇用・所得環境の改善が続く中、先行きについても各種政策の効果などで緩やかな回復傾向にある旨指摘されております。海外経済では全体としては緩やかに景気が回復していますが、米国の金融政策、中国を始めとするアジア新興国などの経済・政策に関する不確実性、金融資本市場の変動などの影響など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの属する情報通信分野においては、移動体通信の市場が成熟しつつある中で、政府の競争促進政策および、仮想移動体通信事業者（MVNO）による格安SIMサービスなどの普及、長期利用者向けの新料金プラン提供開始など、市場構造が急速に変化しております。固定通信市場におきましても、光回線の卸売り販売により、さまざまな事業者が自社サービスと組み合わせることでユーザーに提供することが可能となるなど、同事業分野におけるサービスの競争環境は今後も加速していくことが予想されます。

そのような中、当社グループでは、従来のビジネスである商品・サービスの取次ぎ（販売代理店モデル）に加え、自社開発商材やMVNOサービス、契約後の継続収益の一部を受け取るレベニューシェア型の商品・サービス（高ストックモデル）の獲得数を増やすことができました。その結果、販売手数料など販売活動に係る費用は増加いたしました。顧客契約数が伸びたことにより、将来の安定した収益源となるストック利益（※）が増加いたしました。

加えて、リアル店舗を運営する中小企業向けに、各業種に特化した予約管理システムの販売などを行う業種別・ITソリューション事業の契約（保有）店舗数も順調に推移いたしました。また、情報通信以外にも、ウォーターサーバーや保険などの生活に関連するサービスも拡大しており、当社グループの強みである販売力を活かしながら、収益力の向上を図ってまいりました。

その結果、当連結会計年度の業績は、売上収益が428,913百万円（前連結会計年度比4.2%減）、営業利益が41,561百万円（同10.4%増）、税引前利益が62,703百万円（同30.7%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益が39,034百万円（同72.9%増）となりました。

(※) ストック利益とは、当社グループが獲得したユーザーによって契約後に毎月支払われる基本契約料金・使用料金・保険料金などから得られる収入から、顧客維持コスト、提供サービスの原価などを除いた利益分のことであります。収入については、通信キャリア、保険会社などから受け取る場合と、ユーザーから直接受け取る場合とがあります。

(法人事業)

法人事業におきましては、主要顧客である中小企業層に対し、訪問販売にてOA機器や環境関連商材、法人向け携帯電話などの販売などを通じて、業務効率向上とコスト適正化のご提案を行っております。また、コールセンターやWEBなどでは、固定回線やブロードバンド回線などの通信回線サービスの取次ぎ・販売を行っております。

そのような中、当社グループでは、従来のビジネスである商品・サービスの取次ぎ（販売代理店モデル）に加え、自社開発商材やMVNOサービス、契約後の継続収益の一部を受け取るレベニューシェア型の商品・サービス（高ストックモデル）の獲得数を増やすことができました。その結果、顧客契約数が伸びたことにより、将来の安定した収益源となるストック利益が増加いたしました。

加えて、リアル店舗を運営する中小企業向けに、各業種に特化したITソリューションサービスの提案を行う業種別・ITソリューション事業の契約（保有）店舗数も順調に推移いたしました。

さらに、中小企業におけるエコやコスト削減に対する意識の高まりを背景に、LED照明をはじめとした、業務用空調機器や太陽光発電システム、ウォーターサーバーなどの環境関連商材の販売を行ってまいりました。

その結果、当連結会計年度の法人事業の売上収益は269,532百万円（前連結会計年度比3.9%増）、営業利益は26,670百万円（同8.4%増）となりました。

(SHOP事業)

SHOP事業におきましては、日本全国で展開する店舗において携帯電話端末や周辺機器、データ通信端末、モバイルコンテンツなどの販売事業を行っております。

携帯電話販売においては、移動体通信市場の成熟ならびに政府の競争促進政策の影響などにより、販売台数は減少いたしました。携帯電話端末以外のモバイルデータ通信端末の販売を拡大する一方、当連結会計年度においても、店舗の統廃合や当社グループの直営店を当社グループの代理店に譲渡するなど、効率的な店舗運営に向けた施策を展開してまいりました。

その結果、当連結会計年度におけるSHOP事業の売上収益は131,967百万円（前連結会計年度比17.4%減）、営業利益は14,137百万円（同1.0%増）となりました。

(保険事業)

保険事業におきましては、コールセンターや保険ショップにおける各種保険サービスのご提案に加え、顧客基盤を有する企業へのアポインター派遣を行う派遣事業や、法人向けにコンサルティングサービスを通じた保険代理店事業を行っております。

当連結会計年度においては、コールセンター・店舗・WEB・訪問のチャネル展開、および販売網の連携強化に注力し、販売は好調に推移いたしました。

その結果、当連結会計年度の保険事業の売上収益は29,401百万円（前連結会計年度比5.1%減）、営業利益は5,539百万円（同25.8%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、以下の社債を発行したことにより、83,000百万円の資金調達を行いました。

(当社)

社債の銘柄	第12回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	第13回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	第14回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)
発行総額	10,000百万円	30,000百万円	12,000百万円
各社債の金額	100百万円	100百万円	100百万円
社債の形式	振替法の規定により社債券は発行されない	振替法の規定により社債券は発行されない	振替法の規定により社債券は発行されない
利率	年0.68%	年1.10%	年0.90%
発行価格	額面100円につき金100円	額面100円につき金100円	額面100円につき金100円
償還金額	額面100円につき金100円	額面100円につき金100円	額面100円につき金100円
払込期日	2016年7月22日	2016年7月22日	2017年1月26日
償還期限	2019年7月22日 (3年償)	2021年7月22日 (5年償)	2022年1月26日 (5年償)
利払日	毎年1月22日・7月22日	毎年1月22日・7月22日	毎年1月26日・7月26日
資金使途	社債償還資金、借入金返済資金	社債償還資金、借入金返済資金	社債償還資金、借入金返済資金

社債の銘柄	第15回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	第7回無担保社債 (株式会社りそな銀行保証付および適格機関投資家限定)	第8回無担保社債 (株式会社福岡銀行保証付・適格機関投資家限定)
発行総額	28,000百万円	2,000百万円	1,000百万円
各社債の金額	100百万円	100百万円	100百万円
社債の形式	振替法の規定により社債券は発行されない	振替法の規定により社債券は発行されない	振替法の規定により社債券は発行されない
利率	年1.50%	年0.49%	年0.40%
発行価格	額面100円につき金100円	額面100円につき金100円	額面100円につき金100円
償還金額	額面100円につき金100円	額面100円につき金100円	額面100円につき金100円
払込期日	2017年1月26日	2017年3月10日	2017年3月27日
償還期限	2024年1月26日 (7年償)	2024年3月8日 (7年償)	2024年3月25日 (7年償)
利払日	毎年1月26日・7月26日	毎年3月10日・9月10日	毎年3月25日・9月25日
資金使途	社債償還資金、借入金返済資金	社債償還資金、借入金返済資金	社債償還資金、借入金返済資金

- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
 - ・ 当社は、2016年5月17日から2016年6月29日までを買付期間として、連結子会社の株式会社ウォーターダイレクト（現株式会社プレミアムウォーターホールディングス）の株式と新株予約権を公開買付けにより取得いたしました。
 - ・ 当社は、2017年3月1日を効力発生日として、持分法適用関連会社の株式会社インタア・ホールディングスと株式交換を行い、同社を完全子会社といたしました。

(2) 企業集団の対処すべき課題

(法人事業)

法人事業におきましては、従来の代理店としての販売活動に加え、付帯商材や自社商材の販売比率を高めることで、一顧客あたりの単価の増大を目指しつつ、代理店網の開拓、営業人員の増強、WEB販路などの新たな販売チャネルの構築などによって販売網を拡大することで、当社グループの保有顧客数をさらに増やし、将来の安定的な収益源となるストック利益を積み上げてまいります。

また、顧客データベースとその運用の精度を高めることによって、既契約ユーザーの価値を最大限引き出せるような効率のよい販売を推進し、クロスセル・アップセルによる増益を目指してまいります。

さらに、既存顧客との継続的な取引関係を維持（解約率の低下）するために、サポート体制の強化やコンプライアンスを始めとする従業員教育の徹底を行い、一従業員あたりの利益率向上を課題として取り組んでまいります。

(SHOP事業)

SHOP事業におきましては、移動体通信の市場が成熟しつつある中で、既存店舗の生産性向上が課題となります。また、事業領域を携帯電話端末販売に限らず、モバイルデータ通信端末や、モバイルコンテンツなどの付帯商材へ拡大し、今後のSHOP事業における利益成長を目指してまいります。

(保険事業)

保険事業におきましては、今後の保険事業における安定した利益成長を実現するために、顧客基盤を有する企業へのアポインター派遣を行う派遣事業の拡大や、店舗などの新たな販売チャネルの確保、適正な人員規模の維持と人材の育成に取り組んでまいります。

また、当社グループではこれまで情報漏洩防止などについて積極的に取り組んでまいりましたが、今後ますます日本社会においてコンプライアンスの重要性が高まると予想されるため、情報セキュリティの継続的な強化が課題となります。

(3) 直前3連結会計年度および当連結会計年度の財産ならびに損益の状況

日本基準

区 分	第27期 (2013年4月1日から 2014年3月31日まで)	第28期 (2014年4月1日から 2015年3月31日まで)	第29期 (2015年4月1日から 2016年3月31日まで)
売 上 高(百万円)	565,165	562,509	574,523
営 業 利 益(百万円)	31,763	32,084	37,483
経 常 利 益(百万円)	39,737	36,551	38,356
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	29,352	20,763	25,021
1株当たり当期純利益(円)	623.71	450.27	538.13
総 資 産(百万円)	338,815	393,352	410,352
純 資 産(百万円)	143,651	175,511	180,340
1株当たり純資産額(円)	2,842.67	3,488.34	3,588.96

IFRS

区 分	第29期 (2015年4月1日から 2016年3月31日まで)	第30期 (当連結会計年度) (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)
売 上 収 益(百万円)	447,682	428,913
営 業 利 益(百万円)	37,662	41,561
税 引 前 利 益(百万円)	47,957	62,703
親会社の所有者に 帰属する当期利益(百万円)	22,573	39,034
基本的1株当たり当期利益(円)	485.48	840.12
資 産 合 計(百万円)	408,004	511,487
親会社の所有者に帰属する持分(百万円)	158,605	180,459
1株当たり親会社所有者帰属持分(円)	3,413.25	3,896.35

- (注) 1. 第30期(当連結会計年度)よりIFRSを適用して連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第29期のIFRSに準拠した数値も併記しております。
2. 第30期(当連結会計年度)については、前記「(1)当連結会計年度の事業の状況」に記載のとおりであります。

(4) 主要な事業内容 (2017年3月末日現在)

当社の企業集団（当社および当社の関係会社）は、当社、連結子会社195社ならびに持分法適用関連会社124社により構成されております。当社は、持株会社として企業集団全般の経営管理を担い、各事業子会社・関連会社におきまして、主に「法人事業」、「SHOP事業」および「保険事業」を行っております。各事業の内容は以下のとおりであります。

事業区分	事業内容等
法人事業	主に中小企業向けのOA機器販売 各種通信サービスの加入取次ぎ 中小企業向け簡易業務サポートなどの提供 法人向け移動体通信サービスの提供 その他法人顧客向けサービスの提供など
SHOP事業	店舗における携帯電話の新規加入および機種変更手続きに関する代理店業務および携帯電話端末・周辺機器の販売など
保険事業	テレマーケティング手法を中心とした保険代理店事業など

(5) 企業集団の主要な事務所 (2017年3月末日現在)

本社	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
営業所	池袋、上野、札幌、仙台、名古屋、大阪、福岡、沖縄他（当社を含む企業集団全体の営業所）

(6) 企業集団の従業員の状況 (2017年3月末日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
8,729名	1,002名減

- (注) 1. 上記従業員数に臨時従業員、契約従業員および嘱託従業員の数は含まれておりません。
なお、最近1年間における臨時従業員の平均雇用人数は1,734名であります。
2. 従業員の定年は、満60歳に達した月の末日としております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
593名	338名減	33.7歳	5.3年

- (注) 1. 上記従業員数に臨時従業員、契約従業員および嘱託従業員の数は含まれておりません。
なお、最近1年間における臨時従業員の平均雇用人数は55名であります。
2. 従業員の定年は、満60歳に達した月の末日としております。

(7) 重要な親会社および子会社の状況

① 重要な親会社の状況

当連結会計年度において該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社アイ・イーグループ	101百万円	100.00%	OA機器の販売およびメンテナンス
株式会社エフティグループ	1,344百万円	53.00% (11.65%)	情報通信機器、OA機器の販売
株式会社メンバーズモバイル	250百万円	100.00% (100.00%)	法人向け携帯電話の販売
株式会社プレミアムウォーターホールディングス	2,409百万円	76.25% (59.16%)	ミネラルウォーター宅配事業
テレコムサービス株式会社	500百万円	81.25% (81.25%)	携帯電話の販売
株式会社ジェイ・コミュニケーション	90百万円	100.00%	携帯電話の販売
株式会社パイオン	1,261百万円	100.00%	携帯電話の販売
株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング	2,237百万円	72.21%	テレマーケティング手法を中心とした保険サービスの販売など
株式会社ウェブクルー	100百万円	100.00% (100.00%)	保険サービスの販売など

- (注) 1. 議決権比率欄の()内は、当社の子会社が所有する議決権比率を内数で示しております。
2. 会社名、資本金、議決権比率、主要な事業内容欄は、2017年3月末日現在の情報を記載しております。
3. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

③ 企業結合の経過

当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。

④ 企業結合の結果

上記②記載の重要な子会社を含め、連結子会社は195社、持分法適用関連会社は124社であります。

(8) 主要な借入先および借入額 (2017年3月末日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	40,265百万円
オ リ ッ ク ス 銀 行 株 式 会 社	3,812百万円
株 式 会 社 静 岡 銀 行	3,251百万円
株 式 会 社 新 生 銀 行	2,069百万円
野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社	2,000百万円

(9) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社では、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置づけております。当社は、将来の成長に関する投資および財務体質の充実・強化を目的として、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

(10) その他企業集団に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	233,398,568株
内訳	
普通株式	183,398,568株
A種株式	50,000,000株

(2) 当事業年度末における発行済株式の総数	47,749,642株
内訳	
普通株式	47,749,642株
A種株式	0株

(注) 自己株式の数を控除しておりません。

(3) 当事業年度末の株主数	16,485名
----------------	---------

(4) 当事業年度末における大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
有 限 会 社 光 パ ワ ー	19,738,300株	42.62%
重 田 康 光	1,198,274株	2.59%
玉 村 剛 史	1,141,470株	2.46%
有 限 会 社 テ ツ	1,100,000株	2.38%
有 限 会 社 マ サ	1,100,000株	2.38%
有 限 会 社 ミ ツ	1,100,000株	2.38%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	886,300株	1.91%
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 6 3 2	777,362株	1.68%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	771,800株	1.67%
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 1 7 4	641,500株	1.39%

- (注) 1. 当社は、当事業年度末日において自己株式を1,434,729株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当事業年度中に定款授權に基づく取締役会決議により買い受けた自己株式

普通株式 375,580株
取得価額の総額 3,711百万円

当事業年度中に会社法第163条に基づく取締役会決議により子会社から取得した自己株式

普通株式 56,494株
取得価額の総額 618百万円

当事業年度中に株式交換により処分した自己株式

普通株式 223,224株
処分価額の総額 1,593百万円

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2017年3月末日現在)

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に従業員等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況 (2017年3月末日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	重 田 康 光	
代表取締役社長	玉 村 剛 史	
常務取締役	和 田 英 明	コンシューマー事業本部長 (組織変更に伴い2017年4月1日付にて営業統括本部長に改称)
常務取締役	儀 同 康	管理本部長
常勤監査役	西 島 義 隆	
監 査 役	田 中 稔	公認会計士
監 査 役	高 野 一 郎	弁護士

- (注) 1. 監査役 田中稔氏および高野一郎氏は、社外監査役であります。
2. 監査役 田中稔氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、監査役 田中稔氏および高野一郎氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 責任限定契約に関する事項
- 当社は、社外監査役 田中稔氏および高野一郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
- 当該契約において、社外監査役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、次に掲げる額の合計額と6百万円のいずれか高い額を当該損害賠償責任の限度額としております。
- イ. 社外監査役がその在職中に当社から職務執行の対価として受け、または受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として会社法施行規則第113条に定める方法により算定される額に、2を乗じて得た額
- ロ. 社外監査役が当社の新株予約権を引き受けた場合における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として会社法施行規則第114条に定める方法により算出される額

(2) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

	取締役会（15回開催）（注）		監査役会（12回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役 田中 稔	13回	87%	12回	100%
監査役 高野 一郎	15回	100%	12回	100%

（注） 上記15回の取締役会のほか、会社法第370条および当社定款第30条の規定に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

② 取締役会および監査役会における発言状況

各社外監査役は、取締役会に出席し、主に会計的および法的な見地などから意見を述べるなど、取締役会の意思決定の適正性を確保するための提言などを行っております。

また、各社外監査役は、監査役会に出席し、主に会計的および法的な見地から発言をするなど、実効性の高い監査実現のため適宜発言を行っております。

③ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、これまで、当事業の現場に精通した社内出身者である取締役を中心に、当事業の特性を踏まえた迅速かつ確かな意思決定を重視しつつ、社外監査役との適度な緊張関係と連携関係を基礎とした適切な監督・牽制の効いた体制を敷いてきたため、社外取締役の選任は行ってきておらず、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

この度、当社は、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実という観点から、会社法改正に伴い新たな機関設計として認められた「監査等委員会設置会社」に移行し、監査等委員である社外取締役を複数名選任する関連議案を、2017年6月23日開催予定の第30回定時株主総会に上程することといたしました。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	4名	72百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	19百万円 (12百万円)
計	7名	91百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2012年6月22日開催の第25回定時株主総会において賞与を含めた報酬等の額として年額600百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2000年11月22日開催の第13回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。
4. 取締役および監査役の報酬等の額には、役員退職慰労引当金の繰入額13百万円（取締役に対し12百万円、監査役に対し1百万円）を含めております。

~~~~~

(注) 事業報告に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結財政状態計算書

(2017年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額            | 科 目                   | 金 額            |
|-----------------|----------------|-----------------------|----------------|
| (資産の部)          |                | (負債の部)                |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>312,203</b> | <b>流動負債</b>           | <b>162,552</b> |
| 現金及び現金同等物       | 119,323        | 営業債務及びその他の債務          | 107,470        |
| 営業債権及びその他の債権    | 150,625        | 有利子負債                 | 40,703         |
| 棚卸資産            | 15,180         | 未払法人所得税               | 5,549          |
| その他の金融資産        | 2,970          | その他の金融負債              | 53             |
| その他の流動資産        | 10,981         | その他の流動負債              | 8,775          |
| (小計)            | 299,081        | <b>非流動負債</b>          | <b>155,262</b> |
| 売却目的で保有する資産     | 13,122         | 有利子負債                 | 132,418        |
| <b>非流動資産</b>    | <b>199,283</b> | 確定給付負債                | 637            |
| 有形固定資産          | 19,062         | 引当金                   | 820            |
| のれん             | 25,736         | その他の非流動負債             | 4,810          |
| 無形資産            | 8,920          | 繰延税金負債                | 16,575         |
| 持分法で会計処理されている投資 | 34,561         | <b>負 債 合 計</b>        | <b>317,815</b> |
| その他の金融資産        | 108,195        | (資本の部)                |                |
| 繰延税金資産          | 2,279          | <b>親会社の所有者に帰属する持分</b> | <b>180,459</b> |
| その他の非流動資産       | 528            | 資本金                   | 54,259         |
|                 |                | 資本剰余金                 | 13,719         |
|                 |                | 利益剰余金                 | 92,522         |
|                 |                | 自己株式                  | △10,461        |
|                 |                | その他の包括利益累計額           | 30,419         |
|                 |                | <b>非支配持分</b>          | <b>13,213</b>  |
|                 |                | <b>資 本 合 計</b>        | <b>193,672</b> |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>511,487</b> | <b>負 債 ・ 資 本 合 計</b>  | <b>511,487</b> |

# 連結損益計算書

(2016年4月1日から  
2017年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目        | 金       | 額       |
|------------|---------|---------|
| 売上収益       |         | 428,913 |
| 売上原価       |         | 158,168 |
| 売上総利益      |         | 270,744 |
| その他の収益     | 2,617   |         |
| 販売費及び一般管理費 | 230,645 |         |
| その他の費用     | 1,154   | 229,183 |
| 営業利益       |         | 41,561  |
| 金融収益       |         | 10,945  |
| 金融費用       |         | 2,810   |
| 持分法による投資損益 |         | 4,976   |
| その他の営業外損益  |         | 8,029   |
| 税引前利益      |         | 62,703  |
| 法人所得税費用    |         | 21,348  |
| 当期利益       |         | 41,355  |
| 当期利益の帰属    |         |         |
| 親会社の所有者    | 39,034  |         |
| 非支配持分      | 2,321   | 41,355  |

## 連結持分変動計算書

(2016年4月1日から  
2017年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                 | 親会社の所有者に帰属する持分 |        |         |         |             |         | 非支配持分  | 資本合計    |
|-----------------|----------------|--------|---------|---------|-------------|---------|--------|---------|
|                 | 資本金            | 資本剰余金  | 利益剰余金   | 自己株式    | その他の包括利益累計額 | 合計      |        |         |
| 当期首残高           | 54,259         | 15,545 | 63,735  | △8,269  | 33,334      | 158,605 | 14,175 | 172,781 |
| 当期包括利益          |                |        |         |         |             |         |        |         |
| 当期利益            | -              | -      | 39,034  | -       | -           | 39,034  | 2,321  | 41,355  |
| その他の包括利益        | -              | -      | -       | -       | △2,915      | △2,915  | △36    | △2,952  |
| 当期包括利益合計        | -              | -      | 39,034  | -       | △2,915      | 36,118  | 2,284  | 38,403  |
| 所有者との取引額等       |                |        |         |         |             |         |        |         |
| 剰余金の配当          | -              | -      | △10,317 | -       | -           | △10,317 | △733   | △11,050 |
| 連結範囲の変動         | -              | -      | 69      | -       | -           | 69      | △2,045 | △1,976  |
| 支配継続子会社に対する持分変動 | -              | △2,568 | -       | -       | -           | △2,568  | △530   | △3,098  |
| 自己株式の取得及び処分     | -              | 829    | -       | △2,191  | -           | △1,362  | -      | △1,362  |
| 株主報酬取引          | -              | △86    | -       | -       | -           | △86     | 63     | △23     |
| 所有者との取引額等合計     | -              | △1,825 | △10,247 | △2,191  | -           | △14,265 | △3,246 | △17,511 |
| 当期末残高           | 54,259         | 13,719 | 92,522  | △10,461 | 30,419      | 180,459 | 13,213 | 193,672 |

(注) 連結計算書類に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2017年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                    | 金 額            | 科 目                    | 金 額            |
|------------------------|----------------|------------------------|----------------|
| (資産の部)                 |                | (負債の部)                 |                |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>154,083</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>89,942</b>  |
| 現金及び預金                 | 63,259         | 買掛金                    | 91             |
| 売掛金                    | 1,282          | 短期借入金                  | 27,129         |
| 有価証券                   | 327            | 関係会社短期借入金              | 52,856         |
| 貯蔵品                    | 6              | 1年内償還予定の社債             | 2,680          |
| 関係会社短期貸付金              | 67,491         | 未払金                    | 4,758          |
| 前払費用                   | 277            | 未払費用                   | 221            |
| 繰延税金資産                 | 208            | 未払法人税等                 | 536            |
| その他                    | 21,228         | 預り金                    | 921            |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>196,813</b> | 前受金                    | 47             |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>7,941</b>   | 賞与引当金                  | 396            |
| 建物                     | 2,279          | その他                    | 303            |
| 構築物                    | 5              | <b>固 定 負 債</b>         | <b>122,723</b> |
| 機械及び装置                 | 1,151          | 長期借入金                  | 23,959         |
| 車輛運搬具                  | 0              | 社債                     | 86,720         |
| 工具器具備品                 | 216            | 役員退職慰労引当金              | 253            |
| 土地                     | 4,285          | 繰延税金負債                 | 10,255         |
| リース資産                  | 3              | その他                    | 1,534          |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>293</b>     | <b>負 債 合 計</b>         | <b>212,666</b> |
| ソフトウェア                 | 174            | (純資産の部)                |                |
| のれん                    | 88             | <b>株 主 資 本</b>         | <b>115,694</b> |
| 電話加入権                  | 30             | 資本金                    | 54,259         |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>188,578</b> | 資本剰余金                  | 8,568          |
| 投資有価証券                 | 70,073         | その他資本剰余金               | 8,568          |
| 関係会社株式                 | 75,475         | <b>利 益 剰 余 金</b>       | <b>63,327</b>  |
| 関係会社社債                 | 160            | 利益準備金                  | 3,048          |
| 長期貸付金                  | 2,067          | その他利益剰余金               | 60,278         |
| 従業員長期貸付金               | 2,283          | 特別償却準備金                | 384            |
| 関係会社長期貸付金              | 64,767         | 繰越利益剰余金                | 59,894         |
| 破産更生債権等                | 179            | <b>自 己 株 式</b>         | <b>△10,461</b> |
| 長期前払費用                 | 97             | 評価・換算差額等               | 22,441         |
| その他                    | 2,081          | その他有価証券評価差額金           | 22,441         |
| 貸倒引当金                  | △28,607        | <b>新 株 予 約 権</b>       | <b>95</b>      |
|                        |                | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>138,230</b> |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>350,897</b> | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>350,897</b> |

# 損 益 計 算 書

(2016年 4 月 1 日から  
2017年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額    |        |
|--------------|--------|--------|
| 売上高          |        | 17,279 |
| 売上原価         |        | 1,493  |
| 売上総利益        |        | 15,785 |
| 販売費及び一般管理費   |        | 9,480  |
| 営業利益         |        | 6,304  |
| 営業外収入        |        |        |
| 受取利息         | 768    |        |
| 有価証券利息       | 17     |        |
| 受取配当金        | 12,173 |        |
| 投資有価証券売却益    | 580    |        |
| 貸倒引当金戻入額     | 4,881  |        |
| 受取保証料        | 417    |        |
| 受取賃貸料        | 1,574  |        |
| その他の営業外収入    | 621    | 21,034 |
| 営業外費用        |        |        |
| 支払利息         | 739    |        |
| 社債利息         | 583    |        |
| 貸倒引当金繰入額     | 3,948  |        |
| 支払賃借料        | 1,171  |        |
| 支払手数料        | 944    |        |
| その他の営業外費用    | 215    | 7,602  |
| 経常利益         |        | 19,737 |
| 特別利益         |        |        |
| 投資有価証券売却益    | 6,123  |        |
| 関係会社株式売却益    | 1,641  |        |
| その他の特別利益     | 495    | 8,261  |
| 特別損失         |        |        |
| 固定資産除売却損     | 104    |        |
| 投資有価証券売却損    | 10     |        |
| 関係会社株式売却損    | 366    |        |
| 投資有価証券評価損    | 840    |        |
| 関係会社株式評価損    | 3,194  |        |
| その他の特別損失     | 5      | 4,522  |
| 税引前当期純利益     |        | 23,475 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,721  |        |
| 法人税等調整額      | 331    | 4,053  |
| 当期純利益        |        | 19,422 |

# 株主資本等変動計算書

(2016年4月1日から  
2017年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                             | 株 主 資 本 |                   |                   |            |                         |             |         | 自己株式    | 株主資本<br>合計 |
|-----------------------------|---------|-------------------|-------------------|------------|-------------------------|-------------|---------|---------|------------|
|                             | 資本金     | 資本剰余金             |                   | 利 益 剰 余 金  |                         |             | 自己株式    |         |            |
|                             |         | その他<br>資 本<br>剰余金 | 資 本<br>剰余金<br>合 計 | 利 益<br>準備金 | その他利益剰余金<br>特別償却<br>準備金 | 繰越利益<br>剰余金 |         |         |            |
| 当 期 首 残 高                   | 54,259  | 7,739             | 7,739             | 2,016      | 545                     | 51,663      | 54,224  | △8,084  | 108,139    |
| 事業年度中の変動額                   |         |                   |                   |            |                         |             |         |         |            |
| 剰余金の配当                      |         |                   |                   |            |                         | △10,320     | △10,320 |         | △10,320    |
| 剰余金の配当に伴う積立                 |         |                   |                   | 1,032      |                         | △1,032      | -       |         | -          |
| 特別償却準備金の取崩                  |         |                   |                   |            | △160                    | 160         | -       |         | -          |
| 当 期 純 利 益                   |         |                   |                   |            |                         | 19,422      | 19,422  |         | 19,422     |
| 自己株式の取得                     |         |                   |                   |            |                         |             |         | △4,355  | △4,355     |
| 自己株式の処分                     |         | 829               | 829               |            |                         |             |         | 1,978   | 2,808      |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |         |                   |                   |            |                         |             |         |         |            |
| 事業年度中の変動額合計                 | -       | 829               | 829               | 1,032      | △160                    | 8,230       | 9,102   | △2,376  | 7,554      |
| 当 期 末 残 高                   | 54,259  | 8,568             | 8,568             | 3,048      | 384                     | 59,894      | 63,327  | △10,461 | 115,694    |

|                             | 評価・換算差額等         |                | 新株予約権 | 純資産合計   |
|-----------------------------|------------------|----------------|-------|---------|
|                             | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |       |         |
| 当 期 首 残 高                   | 27,486           | 27,486         | 677   | 136,303 |
| 事業年度中の変動額                   |                  |                |       |         |
| 剰余金の配当                      |                  |                |       | △10,320 |
| 剰余金の配当に伴う積立                 |                  |                |       | -       |
| 特別償却準備金の取崩                  |                  |                |       | -       |
| 当 期 純 利 益                   |                  |                |       | 19,422  |
| 自己株式の取得                     |                  |                |       | △4,355  |
| 自己株式の処分                     |                  |                |       | 2,808   |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) | △5,044           | △5,044         | △582  | △5,627  |
| 事業年度中の変動額合計                 | △5,044           | △5,044         | △582  | 1,927   |
| 当 期 末 残 高                   | 22,441           | 22,441         | 95    | 138,230 |

(注) 計算書類に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。



# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2017年5月19日

株式会社 光 通 信  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

|                    |       |        |   |
|--------------------|-------|--------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 大谷 秋 洋 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 中村 太 郎 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 土屋 光 輝 | Ⓔ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社光通信の2016年4月1日から2017年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社光通信及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2017年5月19日

株式会社 光 通 信  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

|                    |       |        |   |
|--------------------|-------|--------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 大谷 秋 洋 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 中村 太 郎 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 土屋 光 輝 | Ⓔ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社光通信の2016年4月1日から2017年3月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2016年4月1日から2017年3月31日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について、取締役および用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書、ならびに連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### 3. 各監査役間に異なる監査意見はございません。

### 4. 重要な後発事象はございません。

2017年5月19日

株式会社光通信 監査役会

常勤監査役 西 島 義 隆 ㊞

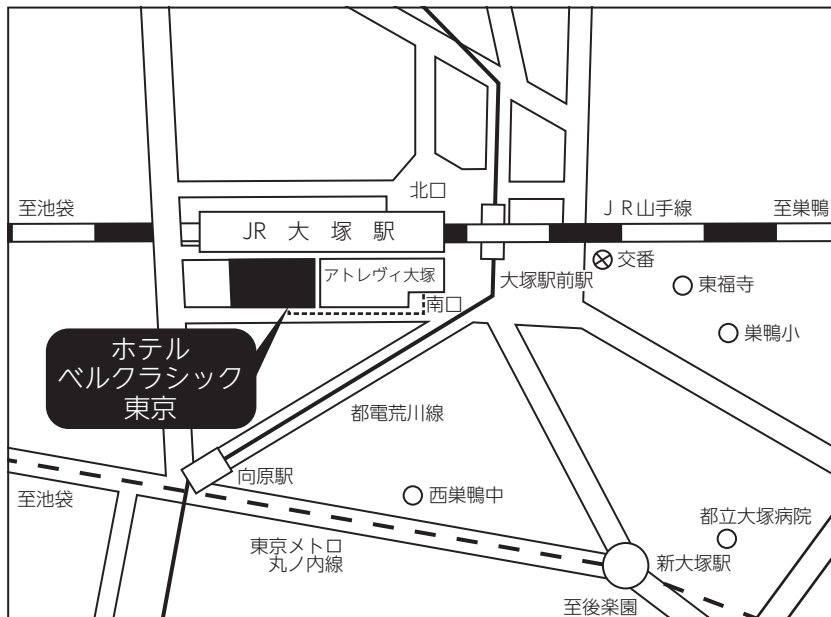
社外監査役 田 中 稔 ㊞

社外監査役 高 野 一 郎 ㊞

以 上

## 株主総会会場ご案内図

**会 場** 東京都豊島区南大塚三丁目33番6号  
ホテルベルクラシック東京 4階 フィガロ  
電話 03-5950-1200 (代表)



### (交通のご案内)

|                  |       |
|------------------|-------|
| JR山手線 大塚駅 南口より   | 徒歩約2分 |
| 都電荒川線 大塚駅前駅より    | 徒歩約2分 |
| 東京メトロ丸ノ内線 新大塚駅より | 徒歩約7分 |

◎会場へのお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。